

福井県産業廃棄物処理に係る行政処分基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分に関し必要な事項を定めるとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨に基づいた公正で適正な行政処分を行い、産業廃棄物の適正処理の確保を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 処理業者 法に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者および特別管理産業廃棄物処分業者
- (2) 当事者 行政処分の対象となるべき者
- (3) 処理施設 法第15条に規定する産業廃棄物処理施設
- (4) 設置者 処理施設を設置している者
- (5) 処理基準 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準および法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準
- (6) 保管基準 法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準および法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準
- (7) 行政処分 法第19条の3に基づく改善命令、法第19条の5または法第19条の6に基づく措置命令、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）に基づく業の停止命令、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）に基づく業の許可の取消し、法第15条の2の7に基づく処理施設の改善命令および使用停止命令ならびに法第15条の3に基づく処理施設の許可の取消し
- (8) 行政指導 文書または口頭による指導および改善勧告
- (9) 違反行為 法または法に基づく処分に違反する行為

第2章 事業に関する行政処分

(改善命令)

第3条 知事は、処理基準または保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬または処分が行われた場合に、次の各号のいずれかに該当するときは、法第19条の3の規定により、その行為をしている者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 行政指導で保管、収集、運搬または処分の方法が改善されないとき。
 - (2) 緊急に保管、収集、運搬または処分の方法の改善を必要とするとき。
- 2 改善の期限は、原則として命令の日の翌日から1月を経過した日までとする。
- 3 当事者から文書で改善期限の延長の申し出があり、やむを得ない理由があると認めるときは、知事は、その期限を延長することができる。

(措置命令)

第4条 知事は、処理基準または保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬または処分により生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、法第19条の5または法第19条の6の規定により、当該処分を行った者または排出事業者等に対し、期限を定めて、その支障の除去または発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ずることができる。

(1) 行政指導では、支障の除去等の措置が実行されないとき。

(2) 緊急に支障の除去等の措置が必要なとき。

2 措置期限は、支障の除去等の措置を講ずるために必要な期限とする。

(違反行為に対する業の許可の取消し)

第5条 法第14条の3の2第1項第5号の規定（法第14条の6の規定により準用される場合を含む。）による業の許可の取消しの基準は、別表のとおりとする。

(違反行為に対する業の停止命令)

第6条 法第14条の3第1号および第3号の規定（法第14条の6の規定により準用される場合を含む。）による業の停止命令の基準は、別表のとおりとする。ただし、違反行為の態様等において斟酌すべき特別の事情が認められる場合は、別表区分内で処分内容を変更することができる。

(処分内容の加重)

第7条 2以上の違反行為を行った場合の業の停止命令の期間は、違反行為のうち最も重い違反行為について別表で定める期間に1.5を乗じて得られる期間とする。ただし、当該得られる期間が、2以上の違反行為の期間を合算した期間を超える場合は、当該合算した期間とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政処分の内容を加重することができる。

(1) 違反行為の結果、生活環境保全上の支障が発生した場合

(2) 違反行為が長期にわたり継続した場合または違反行為に関係して不適正な処理をされた産業廃棄物が極めて大量であったとき。

(3) 違反行為が繰り返し行われている場合

(4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる場合

(基準不適合の場合の業の許可の取消し等)

第8条 法第14条の3第2号の規定（法第14条の6の規定により準用される場合を含む。）による業の停止命令または法第14条の3の2第2項の規定（法第14条の6の規定により準用される場合を含む。）による業の許可の取消し（法第14条の3第2号に係るものに限る。）の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業の用に供する施設または当事者の能力が法に規定する基準に適合させることが可能なとき その基準に適合させるのに必要な期間の業の停止命令

(2) 前号の基準に適合させることが不可能であるとき 業の許可の取消し

(欠格要件該当の場合等の業の許可の取消し)

第9条 法第14条の3の2第1項第1号から第4号までまたは第6号の規定（法第14条の6の規定により準用される場合を含む。）に該当する場合は、業の許可の取消しとする。

第3章 施設に関する行政処分

(処理施設の改善命令等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第15条の2の7の規定により、設置者に対して、期限を定めて、必要な改善を命じ、または当該処理施設の使用停止を命ずることができる。

(1) 法第15条の2の7の各号のいずれかに該当する場合であって、行政指導では改善されないとき。

(2) 緊急に処理施設の改善または使用の停止を必要とするとき。

2 改善の期限は、原則として命令の日の翌日から1月を経過した日までとする。

3 法第15条の2の7第1号または第2号に該当することをもって処理施設の使用停止を命じる場合にあっては、使用停止となった事由を改善させるために必要な期間を使用停止期間とする。

4 当事者から文書で改善期限の延長の申し出があり、やむを得ない理由があると認めるときは、知事は、その期限を延長することができる。

(処理施設の許可の取消し)

第11条 知事は、法第15条の3第2項に該当し、改善の可能性がないと認められるときは、同項の規定により、処理施設の許可を取り消すことができる。

2 知事は、設置者が法第15条の3第1項第1号または第3号の規定に該当するときは、処理施設の許可を取り消さなければならない。

(違反行為に対する処理施設の使用停止命令等)

第12条 法第15条の2の7第3号および第4号の規定による処理施設の使用停止命令または法第15条の3第1項第2号の規定による処理施設の許可の取消しの基準は、別表のとおりとする。

2 第7条の規定は、処理施設の使用停止命令に準用する。この場合において、同条第1項中「業の停止命令期間」とあるのは「処理施設の使用停止命令期間」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(処分等の求めに係る手続き)

第13条 知事は、処分等を求める申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分を行わなければならない。

(行政処分の手続き)

第14条 知事は、改善命令、措置命令、業の停止命令ならびに処理施設の改善命令および使用停止命令を行う場合は、原則として、当事者に対して弁明の機会を付与する。

2 知事は、業の許可の取消しおよび処理施設の許可の取消しを行う場合は、原則として、当事者に対して聴聞を行う。

3 前2項の規定は、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(公表)

第15条 知事は、行政処分を行った場合は、その旨を公表する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは公表しない。

(1) 公表することにより捜査機関の捜査上の支障を来すおそれがあるとき。

(2) その他公表しない合理的な理由があるとき。

(関係機関への通知)

第16条 知事は、業の停止命令、業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令および処理施設の許可の取消しを行ったときは、その旨を国、都道府県および法第24条の2に規定する政令で定める市へ通知する。

(管轄区域外の違反)

第17条 知事は、処理業者が管轄区域外で違反行為をした場合についても行政処分を行うことができる。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成18年5月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に行われた違反行為に対する行政処分については、改正前の基準を適用する。ただし、違反行為の開始時期が施行日前であっても、施行日後においても継続していた違反行為に対する行政処分についてはこの基準を適用する。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 この基準の施行日前に行われた違反行為に対する行政処分については、改正前の基準を適用する。ただし、違反行為の開始時期が施行日前であっても、施行日後においても継続していた違反行為に対する行政処分についてはこの基準を適用する。

附 則

1 この基準は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年3月14日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年12月20日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条および第12条関係）

許可の取消し等の要件（①、②の違反行為は罰条をもって記載）	処分内容
<p>① 第14条の3の2第1項第5号および第15条の3第1項第2号 （「情状が特に重いと」に相当） 無許可営業（第25条第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（同項第2号） 無許可事業範囲変更（同項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号） 事業停止命令違反・措置命令違反（同項第5号） 委託基準違反（同項第6号） 名義貸しの禁止違反（同項第7号） 施設無許可設置（同項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号） 施設無許可変更（同項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（同項第11号） 無確認輸出（同項第12号） 受託禁止違反（同項第13号） 不法投棄（同項第14号） 不法焼却（同項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（同条第2項） 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号） 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号） 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号） 無許可輸入（同条第4号） 輸入許可条件違反（同条第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） 無確認輸出予備（第27条）</p>	<p>許可取消し</p>
<p>② 第14条の3第1号および第15条の2の7第3号</p>	
<p>虚偽管理票交付（第27条の2第6号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（同条第11号） 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（第28条第2号）</p>	<p>停止90日</p>
<p>施設使用前検査受検義務違反（第29条第2号）</p>	<p>停止60日</p>
<p>管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第27条の2第1号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第2号） 管理票回付義務違反（同条第3号） 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（同条第4号） 管理票・同写し保存義務違反（同条第5号） 引受禁止違反（同条第7号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（同条第8号） 電子管理票虚偽登録（同条第9号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（同条第10号） 保管届出義務違反・虚偽届出（第29条第1号（第12条第3項または第12条の2第3項に係る部分に限る。）） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（同条第4号） 処理困難通知保存義務違反（同条第5号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第30条第1号） 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（同条第2号） 定期検査拒否・妨害・忌避（同条第3号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（同条第4号） 処理責任者等設置義務違反（同条第5号） 保管等届出義務違反・虚偽届出（同条第6号） 報告拒否、虚偽報告（同条第7号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第8号）</p>	<p>停止30日</p>

技術管理者設置義務違反（同条第9号）	
事故時応急措置命令違反（第29条第7号）	応急措置に必要な期間の停止
その他の違反行為	停止10日
③ 第14条の3第3号および第15条の2の7第4号	停止30日

注 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、もしくは唆し、または他人が違反行為をすることを助けたときに対する行政処分の内容は、その違反行為に対応する行政処分の内容と同じとする。